

新成人の皆さん国民年金の加入手続きをしましょう！

成人式を迎えられた20歳の皆さん、成人おめでとうございます！皆さんもこれで大人の仲間入り！そして国民年金1年生です。

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもって運営しています。今回は国民年金のしくみを紹介します。

☆義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

国民年金には、社会経済がどのように変わろうとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、以前と大きく変わらない暮らしができる程度の年金を保障する機能がありますから、貯蓄や私的年金に比べ安心できる制度なのです。

☆加入の手続き

国民年金の加入の種類は次の3通りです。皆さんはどこに当てはまりますか？

第1号被保険者：自営業、自由業、学生など

加入手続きは、お住まいの市区町村役場窓口で行い、国から送付される納付書により、保険料を納めていただきます。

第2号被保険者：会社員、公務員など

厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも自動的に加入していることになるため、個別に加入手続きや国民年金保険料を納める必要はありません。

第3号被保険者：会社員、公務員などに扶養されている配偶者

配偶者の勤務先で手続きを行います。保険料の納付は必要ありません。

☆保険料の納付方法

国民年金保険料の納付は、①金融機関や郵便局、コンビニエンスストアなどに納付書と現金を持参する、②納め忘れのない便利な口座振替を利用する、という2通りの方法が一般的です。また、平成20年2月からクレジットカードによる納付も可能になりました。（すべてのカードが使用できるわけではありません。）

なお、口座振替の場合は、お得な「早割制度」をお勧めします。これは、当月分の保険料を当月末（通常は翌月末）に引き落とすことにより、定額保険料が50円割引（平成20年度）になります。（クレジットカード納付には適用されません。）

☆保険料の猶予・免除

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。他にも、経済的な理由で、保険料の納付が困難な方のために「保険料免除制度」があります。世帯の所得金額に応じて「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」免除が選択でき、また、勤務先を退職した場合は、前年所得の有無にかかわらず「特例」免除となることがあります。

どちらの制度も、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることなどを防止するための制度です。

両制度とも、承認を受けてから10年間は、承認された期間の保険料を納めることができます。これは、免除等を受けていた被保険者が、その後、保険料を納付する資力を得た場合等に、免除等を受けた期間分の保険料を納付して、将来、より有利な年金給付を受けることができるようにするための優遇措置です。免除等の手続きをせず未納状態ですと、保険料を納付することができる期間は2年間しかありません。

さらに、学生以外でも、20歳代の所得の低い若者が親と同居している場合、20歳代の本人と配偶者の所得が一定基準以下ですと、申請により保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」（30歳未満対象）をご利用できます。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる制度ですが、国の負担に加えて、皆さんのような現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者の生活を支える仕組みです。そして、皆さんが高齢者になったときにはその時代の現役世代が、自分の保険料納付の実績に応じて支えてくれるという、世代間扶養の原則に基づき運営されています。

このように、みなさんの納める保険料が多くの方々の生活を支え、そして、自分の将来の保障にも繋がる助け合いの仕組みが国民年金といえます。

20歳になられた皆さん！大人の義務である「国民年金」に加入し、社会を支える自覚を持った成人として、大きく羽ばたいてください。

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(電話5-1111 内線158)にお問い合わせください。